

岩手県医療局管理規程第14号

医療局職員表彰規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成21年3月31日

岩手県医療局長 田 村 均 次

医療局職員表彰規程の一部を改正する規程

医療局職員表彰規程（昭和38年岩手県医療局管理規程第3号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(選考及び決定) 第5条 表彰を受ける職員は、原則として、本庁の室長、総括課長、 <u>経営改革監及び医師対策監</u> 並びに病院の長の推薦により、医療局長が選考して決定する。	(選考及び決定) 第5条 表彰を受ける職員は、原則として、本庁の室長 <u>及び</u> 総括課長並びに病院の長の推薦により、医療局長が選考して決定する。
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。